

令和5年度 一般会計歳出 第11款1項2目12節 委託料  
令和5年度 一般会計歳出 第11款1項3目12節 委託料

委託番号

令和 年 月 日提出

履行  
期限

令和6年3月22日まで

## 設 計 書

委託名 令和5年度地域公共交通計画作成に向けた検討業務委託

委託場所 横浜市内

契約区分 確定契約

その他特約事項 なし

現場説明 不要

委託概要

公共交通サービスの変化がもたらすまちへの影響の可視化	一式
市民の移動実態の整理と行動変容を促す対象・シーンの設定	一式
公共交通サービスがもたらす社会的効果(クロスセクター効果)の整理	一式
社会的効果を踏まえた目指すべきまちの姿の設定と実現に向けた施策設定のケーススタディ	一式
打合せ・協議	一式
報告書作成	一式

前金払 する ・  しない

部分払 する ・  しない

設	計	金	額	¥	. —
内	業	務	価	格	¥
					. —
			消費税および地方消費税相当額	¥	. —

## 委 託 内 訳 書

種 別 ・ 種 目 細 別 ・ 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 円	金 額 円	摘 要
直接人件費					
1 公共交通サービスの変化がもたらすまちへの影響の可視化	式	1			直接人件費内訳書
2 市民の移動実態の整理と行動変容を促す対象・シーンの設定	式	1			直接人件費内訳書
3 公共交通サービスがもたらす社会的効果(クロスセクター効果)の整理	式	1			直接人件費内訳書
4 社会的効果を踏まえた目指すべきまちの姿の設定と実現に向けた施策設定のケーススタディ	式	1			直接人件費内訳書
5 打合せ・協議	式	1			直接人件費内訳書
6 報告書作成	式	1			直接人件費内訳書
直接経費	式	1			直接経費内訳書
その他原価	式	1			
一般管理費等	式	1			
業務価格					
消費税相当額					
業務委託料					

横 浜 市 都 市 整 備 局

直接人件費内訳書

1式当たり

項 目	単位	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	合 計	摘 要
		人/円	人/円	人/円	人/円	人/円	人/円		
1 公共交通サービスの変化がもたらすまちへの影響の可視化	人							円	
2 市民の移動実態の整理と行動変容を促す対象・シーンの設定	人							円	
3 公共交通サービスがもたらす社会的効果(クロスセクター効果)の整理	人							円	
4 社会的効果を踏まえた目指すべきまちの姿の設定と実現に向けた施策設定のケーススタディ	人							円	
5 打合せ・協議	人							円	
6 報告書作成	人							円	
合 計	人							円	

横浜市都市整備局

## 直接経費内訳書

種別・種目 細別・形状寸法	単位	数量	単価 円	金額 円	摘要
報告書(電子データ含む)	部	1			
合計					

横浜市都市整備局

## 委託業務仕様書（横浜市都市整備局）

本委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は下記のとおりとする。  
なお、仕様書、特記仕様書、適用図書等は、原則として最新版を適用するものとする。

### ・仕様書等（使用は☑）

- 横浜市土木設計業務共通仕様書
- 土木設計業務特記仕様書
- 設計業務数量算出基準
- 横浜市測量業務共通仕様書
- 測量業務特記仕様書
- 測量標等特記仕様書
- 横浜市地質調査業務共通仕様書
- その他（別添仕様書及び特記仕様書）

### ・受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

#### ☑ 「個人情報取扱特記事項」

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

#### 電子納品に関する事項

受託者は、成果品を本市「設計業務等の電子納品要領（案）土木編」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R・DVD等）で正副各1部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）[業務編]・[地質・土質調査編]・[測量編]」を参考にするものとする。

#### ☑ 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

※ 委託契約約款を用いる場合について、当該特記事項を付す場合は選択できる。

### ・適用図書と入手先

各適用図書はホームページに掲載していますので、ご利用ください。アドレスは下記のとおり。

- (1) 横浜市土木設計業務共通仕様書、横浜市測量業務共通仕様書、横浜市地質調査業務共通仕様書  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-siyousyo.html>
- (2) 土木設計業務特記仕様書、測量業務特記仕様書、測量標等特記仕様書  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>

(3) 横浜市土木工事共通仕様書（主に材料の品質・規格等に関すること。）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/kyoutuu-siyousyo.html>

(4) 土木工事施工管理基準、土木工事検査書類作成マニュアル、設計業務数量算出基準、道路構造物標準図集

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/>

(5) 個人情報取扱特記事項、誓約書及び研修実施報告書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjohohogoseido.html>

(6) 電子納品に関する要領・基準

[https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals\\_ec/yokohamadensi.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html)

# 特記仕様書

## 第1条 適用範囲

本仕様書は、「令和5年度地域公共交通計画作成に向けた検討業務委託」に適用する。

## 第2条 業務目的

本市では、特に起伏が多い郊外住宅地において高齢者を中心に、日常生活に必要な買物、通院等の移動が難しくなってきたり、また、子育て世帯では子どもの送迎の負担が、就業地や居住地の選択にも影響するなど、あらゆる世代にとって身近な移動が課題となっている。

さらに、人口減少の本格化や交通事業者の運転士不足の深刻化など、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している状況である。また、第6回東京都市圏パーソントリップ調査の結果では、昭和43年の調査開始以来、初めて総移動回数が減少に転じるなど、人々のライフスタイルや働き方の変化スピードは速く、都市交通政策が大きな転換点を迎えている。

一方、市民の暮らしを支える観点や都市の持続の観点からも、市民の移動を促すことは多様な社会的効果をもたらしていると考えられ、今後本市として地域の総合的な移動サービスの実現に向けた支援内容を検討していくにあたり、移動サービスの価値の可視化・定量化や、市民・事業者・行政等の各主体が共通認識を持てるような交通ビジョンの明確化が重要となる。

これらを踏まえ、本業務では、公共交通サービスの変化がもたらすまちへの影響を可視化する。また、市民の移動実態を整理するとともに、移動手段の充実がもたらす社会的効果を整理し、本市が目指すべきまちの姿を設定する。

これらの成果を、今後予定している本市地域公共交通計画の作成に生かすことを目的とする。

## 第3条 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和6年3月22日までとする。

## 第4条 業務内容

### 1 公共交通サービスの変化がもたらすまちへの影響の可視化

現在の公共交通の利用状況や外出頻度の変化から今後想定される公共交通サービスへの影響をはじめ、まちや人の健康状態等の分野横断的な影響について負のシミュレーションを行い可視化する。(市民への説明資料としての活用を想定。)

### 2 市民の移動実態の整理と行動変容を促す対象・シーンの設定

様々なペルソナ(学生、子育て世帯、アクティブシニア等)と想定される移動目的を設定し、現在の移動実態や行動変容を促しうるシーンを明確にするためにカスタマージャーニーマップを作成する。

なお、ペルソナや移動目的の設定にあたっては、ケーススタディとして、本市南区における区民の移動実態について関係者(地域企業、福祉関係者等を想定。発注者との協議により決定。)とのヒアリングを補助し、移動実態を深掘りする。

### 3 公共交通サービスがもたらす社会的効果(クロスセクター効果)の整理

本市の今後の地域交通施策の実施によって市民の外出を促した場合に、それが市民やまちにも

たらず様々な社会的効果を想定・整理する。また、それらの効果を継続的にモニタリングしていくため、既存文献の調査等も踏まえ、行政の投資効果として定量的に把握する方法を取りまとめる。

#### 4 社会的効果を踏まえた目指すべきまちの姿の設定と実現に向けた施策設定のケーススタディ

今後も引き続き、鉄道駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めていくにあたり、住宅地に身近な交通サービスを導入していくことが、将来のまちの持続にどのようなプラスの影響（持続可能性の向上等）をもたらすのかについて可視化する。具体的には、目指すべきまちの姿として、最寄り駅周辺の生活拠点や住宅地、それらを結ぶ新たな地域交通の体系図を作成する。

また、上記で設定した目指すべきまちの姿や項目3で整理した社会的効果を踏まえ、ケーススタディとして本市南区における、短・中期的に取り組むべき交通関連施策を整理する。なお、本市南区において、既往の検討成果データで整理した交通に関する課題やヒアリング結果を参考にする。

#### 5 打合せ・協議

- ・業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時の計5回とする。その他必要に応じて業務に関する打合せ・協議を行う。
- ・打合せ後速やかに、受託者は議事録を作成し、本市の確認を受けること。

#### 6 報告書作成

検討結果や作成した資料をとりまとめ、報告書を作成する。詳細は第6条を参照すること。

### 第5条 貸与品

業務遂行にあたり、本市所有の資料を以下の通り貸与する。

- ・市内バス路線データ
  - ・市内生活利便施設の立地データ
  - ・市内の駅やバス停から当該地域までの物理的距離により算出した交通不便想定地域の設定データ
  - ・南区エリアにおける人口、土地利用、交通等の実態把握データ、住民アンケート結果データ
- その他必要に応じて、本市所有の資料があれば提供する。

### 第6条 成果品

- (1) 成果品は、報告書を製本1部、電子データ（編集できるデータを含む）1部とし、本業務委託により作成した資料を全て含めること。
- (2) 納入先は、都市整備局都市交通部都市交通課とする。
- (3) 成果品は全て本市に帰属することとし、受託者は本市の承諾を得ずに使用または公表しないこと。

### 第7条 業務の方法

受託者は業務の遂行にあたり、次の事項に十分配慮すること。

- (1) 受託者は、契約締結後14日以内（休日等を含む。）に委託業務計画書を作成し、提出すること。
- (2) 委託者の指示に基づき、業務目的を十分満足するよう、協議、検討を行うこと。なお、必要事項については、委託者に適宜報告すること。また、本業務を実施するにあたり疑義が生じた

場合や、本仕様書に特に定めのない事項については、委託者、受託者間で協議のうえ進めること。

- (3) 検討資料や報告書等については、その都度、委託者が指示する期日までに提出すること。
- (4) 常に都市交通に精通した人員を配置すること。

## 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製販その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。))を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ

め委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。

2 前項の場合において、委託者が当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を指示した場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和5年4月1日)